

大阪府介護給付適正化計画

(平成20年3月)

大阪府

はじめに

本府では、介護給付適正化のより一層の推進を図るため、厚生労働省の『「介護給付適正化計画」に関する指針について』（平成19年6月29日）により、府が保険者及び大阪府国民健康保険団体連合会と共同して、平成19年4月に「介護給付適正化プログラム策定検討会」を設置しました。

本検討会は、8回開催し、主に①介護給付適正化に係る課題の把握及び解決方策の検討、②介護給付適正化事業の選定・実施内容及び実施目標の検討を行い、「大阪府介護給付適正化計画」を策定しました。

平成19年10月に策定した本計画の暫定版では、「府内保険者における介護給付適正化の現状と課題」を分析し、重要6事業として「認定訪問調査の点検」、「ケアプランの点検」、「住宅改修の適正化」、「医療情報との突合」、「縦覧点検」、「介護給付費通知」を定め、保険者が今後取り組むべき適正化事業の目標設定の考え方を示しました。

この目標設定の方針に基づき、府内の保険者は、平成20年度から3ヵ年の「重要事業実施計画書」を、平成19年12月に策定し、平成22年度までに重要6事業全てを実施することとなり、本計画に盛り込んでいます。

また、本府が行う適正化事業や保険者が取り組む適正化事業への支援内容についても記載し、その他、重要6事業以外の保険者による適正化事業や国保連合会による適正化事業の支援内容についても、掲載しています。

本計画の策定により、今後、府内の介護給付適正化がより一層推進されることを期待しております。

平成20年3月 大阪府